

犬・ねこについて

近所に迷惑をかけることなく、楽しく快適にペットと暮らすためにも、愛情と責任をもって飼いましょう。

～犬の登録と狂犬病予防注射～

犬の所有者は、犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合は、生後90日を経過した日）から30日以内に登録の申請をし、鑑札の交付を受けなければいけません。（生涯1回）

また生後91日以上は、予防注射を受けなければなりません。（毎年1回）
中城村では毎年6月に集合予防注射を実施しています。

手数料

登録料	3,000円
注射料	2,450円
再登録料	1,600円
注射済票	550円

注射を受けられなかった場合は、最寄りの動物病院で受けてください。

～飼えなくなった犬やねこの引取りについて～

平成21年10月1日から 飼い犬・飼いねこの引取りは手数料が必要になります。

本来飼い主が終生飼育するべきですが、事情により飼えなくなった場合は、家族確認の上、保健所まで搬入してください。

その際、登録されている犬については、鑑札をお持ちください。

手数料

犬の場合

91日齢以上（30kg以上）	3,500円	（30kg未満）	2,500円
91日齢未満	500円		

ねこの場合

91日齢以上	2,500円	91日齢未満	500円
--------	--------	--------	------

～犬やねこの死体について～

野犬や野良ねこの死体の回収は、以下の連絡先へ連絡してください。

○国道：南部国道事務所（936-7033）

○県道：中部土木事務所（898-6669）

○村道：村役場住民生活課（895-2131）

個人の土地（私有地）に野犬や野良ねこの死体がある場合は、その土地の管理責任として、土地の所有者等が処理してください。

また飼い犬・飼いねこの場合は、ペット火葬業者へ搬入、もしくは所有する庭や畑に深い穴を掘り埋葬してください。

犬の正しい飼い方

～放し飼いの禁止～

犬は必ずつないで飼いましょう。放し飼いをすると交通の妨げになったり、他人の畑や庭を荒らしたり、人を咬むなど周囲の人達に迷惑をかけることになります。

犬は「中城村飼い犬条例」によって、つないで飼うことが義務付けられています。

～鳴き声や汚物による迷惑の防止～

犬が散歩中に排泄した、糞の後始末などを確実に行ないましょう。

鳴き声、悪臭等で周囲の人達に迷惑をかけないようにしましょう。

～終生飼育～

飼い始めた犬は、家族の一員として終生飼うことが飼い主の責任です。

～避妊・去勢～

子犬が生まれても育てることができないと判っているときは、小さな命を大切に、不幸な動物を増やさないためにも避妊・去勢手術を受けることをお勧めします。

～健康管理～

飼育施設を常に清潔にし、快適に住めるように心がけると共に、毎日の適正な運動、栄養バランスのとれた正しい餌の給与、ノミ等の外部寄生虫の駆除等に心がけるとともに、伝染病予防はもちろん、獣医師による定期的な健康診断を受けて、愛犬の健康を守りましょう。